

# 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

## 入札説明書等に関する質問回答 【第1回】

令和元年10月18日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 本質問回答は、令和元年9月27日(金)から10月7日(月)までに受け付けた瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業の入札説明書等に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。
2. 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。
3. なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、契約書(案)等)に基づいてください。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	(1) 項	ア 号	① -			
1	入札説明書	7		1	(3)	(9)	イ		事業スケジュール	令和9年1月～令和10年3月末予定とされている「立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務」について、事業に支障がない限り令和2年5月から可能な範囲は撤去してもよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法などの法令等を遵守し、それらの適用及び運用について確認した上で事業に支障がない範囲で撤去することは可能です。
2	入札説明書	8		2	(2)				選定の手順及びスケジュール	9月27日公告、12月27日第二次審査書類提出というのは、他のPFI事業と比較して極めて短期間と思われる。令和2年4月上旬に事業契約締結ということ考えると第二次審査書類提出をもう1か月程度伸ばせると思われますのでご検討をお願い致します。	第二次審査書類締切後に、書類審査をして事業者を決定後、基本協定書締結を経て事業契約書の締結となります。そのため、当初通りのスケジュールとさせていただきます。
3	入札説明書	8		2	(2)				選定の手順及びスケジュール	「第2回入札説明書等に関する質問」の締切りについて、第1回質問回答を確認したうえで第2回質問をする必要がありますので、第1回質問回答公表（本年11月5日予定）後の期日としていただけないでしょうか。	本回答は、第2回入札説明書等に関する質問の受付を開始する10月21日より前に公表いたします。第2回入札説明書等に関する質問は、入札説明書に記載の通り10月22日から28日まで受付いたします。
4	入札説明書	12		3	(1)	(3)	ア	③ (ア)	配置予定技術者	(ア)資格 i)「専任で配置できること」とありますが、本事業は、坑道埋め戻し及び原状回復業務とモニタリング設備等撤去業務の施工時期が大きく異なります。このため、モニタリング設備等撤去時において、当初予定していた技術者が配置できない場合が考えられます。この場合、同工事経験を有する別の技術者を配置することは可能でしょうか。	「坑道埋め戻し及び原状回復業務」と「モニタリング設備等撤去業務」で配置する技術者は同一でなくても構いません。参加資格の際には業務ごとの配置技術者について記載して構いません。
5	入札説明書	22		4	(8)	(2)			入札保証金及び契約保証金	履行保証保険の保険期間は、各業務の開始日から終了日までとされています。保険会社の付保条件により、保険期間については各業務終了までの一括ではなく、各年度ごとに付保することでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	22		4	(8)	(2)	ア		入札保証金及び契約保証金	保険金額について、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、サービス対価の10分の3以上とされていますが、予定価格の公表がなく低入札の判断が事業者側では困難且つ、提案金額に見込んだ場合に事業費が大きく膨らむ可能性があるため、低入札価格調査となった場合の保険金額の設定はご容赦くださいますようお願いいたします。	入札説明書P22、23のア、イから、「なお、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、同上の10分の3以上とする。」は削除します。
7	入札説明書	22		4	(8)	(2)	イ		入札保証金及び契約保証金	保険金額について、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、サービス対価の10分の3以上とされていますが、予定価格の公表がなく低入札の判断が事業者側では困難且つ、提案金額に見込んだ場合に事業費が大きく膨らむ可能性があるため、低入札価格調査となった場合の保険金額の設定はご容赦くださいますようお願いいたします。	No.6の回答をご参照ください。
8	入札説明書	23		4	(9)	(2)			入札開札方法	入札回数は原則3回との記載がありますが、2回目以降は様式17-1、17-2の入札書のみ提出でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし落札後に、落札者は入札頂いた様式17-1、17-2の金額に併せて、様式24～30について再提出して頂きます。
9	入札説明書	31		7	(2)				特別目的会の設立等	特別目的会社の設立場所については、瑞浪市以外の場所(たとえば岐阜県内)に設立することを認めていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて、設立場所の指定を削除します。
10	入札説明書別紙2	41		2	(2)	(1)			一次支払対価(A)	「(施設の引渡を伴わない部分払いについては出来高の90%)」とありますが、引渡しが必要となる対象施設についてお示しください。	本PFIは施設の建設はありませんが、坑道の埋め戻し及び地上施設撤去の工事の完了をもって引き渡しとし、引き渡しができるまでの期間においては、出来高の90%を支払うものとします。ただし、当該年度の環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去の業務の出来高を合計して、事業費用総額の25%を年間支払い額の上限とします。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	(1) 項	ア 号	① -			
11	入札説明書別紙2	41		2	(2)	(2)			立替払対価(B)	立替払対価(B)「坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、次の①と②をあわせた金額をいう。」の下線部は「アとイ」との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
12	入札説明書別紙2	41		2	(2)	(2)	ア		立替払対価(B)	「出来高に応じて年度あたりの立替費用が提案時と変動する可能性がある。」とありますが、出来高を算定する時期及び方法(例:各年度3月末日時点など)についてご教示下さい。	出来高は各年度3月末日時点で確定します。算定は、坑道埋め戻し及び地上設備等撤去の実績に基づき行います。
13	入札説明書別紙2 補足資料	47		1					出来高と一次支払対価等の関係について	「半期毎に支払われる状況」とありますが、一時支払対価および立替払対価の支払いは各年度1回との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。修正します。
14	様式集	4	2	4					文字の大きさ	原則として10ポイント以上とありますが、図表・イラスト等に記載する文字についてはこの限りではないと理解してよろしいでしょうか。	図表・イラスト等については10ポイント未満でも結構です。ただし、判別可能な文字の大きさや解像度として提出してください。
15	様式集								3 参加表明書及び競争参加資格確認申請書等に関する提出書類	【様式4】、【様式6】、【様式7】について、各社の中で、社長から支店長に委任した状態での手続きを進めたいと考えております。これまで既に機構に年間委任状を提出している場合は、本案件に限った委任状の提出は必要ないでしょうか？ それとも、工事の委任状とは別の扱いになりますでしょうか？その場合、構成員および協力会社において、各社で事前の委任状提出(社長→支店長)が必要となり、取り纏めを含めると非常に日数を要します。	機構に支店長名の委任状・使用印鑑届けが出ている場合は、委任状・使用印鑑届けを添付いただければ、様式4～7は支店長名で構いません。 なお、グループを組む場合は、全社について同様の考え方です。
16	要求水準書	4	1	4			エ		地上からのボーリング孔の閉塞	研究所周辺のDH-7号孔は閉塞せずに孔そのものは残すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	要求水準書	5	1	5	3			①	本事業の全体工程	坑道埋め戻し及び原状回復業務期間:令和2年5月～令和4年1月16日とありますが、詳細工程表(埋戻箇所、撤去箇所および工程ごとの施工時期を明確に示したもの)をお示し願います。	「瑞浪超深地層研究所坑道埋め戻し事業(仮称)」に係る調整設計」において検討した工程表を提示しますので、希望者は「mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp」までご連絡下さい。
18	要求水準書	15	2	1	4	(5)			事業者による事業の調査に関する事項	適切な業務履行管理ができることを前提に、総括責任者と各業務責任者の兼務を認めていただけないでしょうか。	兼務することで問題ありません。
19	要求水準書	22	3	1	8	(2)		③	想定外の事態への対応	通常の業務実施での対応可能な範囲を超える対応を行った場合に、事業者が発生した増加費用等は機構に負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	事業者において必要な対応を検討した上で、機構と事業者で協議を行い、機構において想定外の事態による対応と判断した場合は、機構負担とします。
20	要求水準書	26	3	3	1			②	深度500m水平坑道の埋め戻し	埋戻し時に、水中ポンプ等を設置し沈下や流れ出しがない状況を確認しながら施工しますが、既存ボーリング孔等からの湧水の発生など、現時点の湧水量を大幅に逸脱した場合、想定するポンプでは処理できず、沈下や流れ出しの発生する可能性があります。 このような不測の事態発生に伴い沈下・浮き上り等が発生した場合には、工期延伸が認められ、当該修補に係る費用及び損害は機構に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該事象は不可抗力に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	既存ボーリング孔のパッカーは、湧水対策のため残置するので、埋戻し工事の際にボーリング孔口を破損等しない限り、湧水は発生しないと考えます。 なお、大規模地震等想定外事象による工程延伸に関する対応は、機構と自治体との協議によります。また、不可抗力が原因と判断された場合は追加費用や損害の負担は機構と事業者との協議によります。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答	
		頁	章	1 節	(1) 条	(1) 項	ア 号	① -				
21	要求水準書	26	3	3	1				③		「斜度をつけて埋戻し材を敷均して、バックフォー等に振動コンパクター機能を有するアタッチメントを取り付けて締固める方法」により埋戻しが可能という回答を頂きました。上部(天端から2m程度まで)の埋め戻しは十分な振動が与えられず、均一な締固めや30cmごとのまき出し管理は不可能と考えますが、上部の締固め方法・品質確保はどのようにお考えでしょうか。	「斜度をつけて埋戻し材を敷均して、バックフォー等に振動コンパクター機能を有するアタッチメントを取り付けて締固める方法」は施工工法の一例として回答させて頂きました。上部の埋め戻しについても、下部の埋め戻し品質と同等の品質確保が図れるように施工検討願います。なお、より適切な施工方法があればご提案ください。
22	要求水準書	26	3	3	1				④		「計測機器の防護について、損傷を与えないように必要な防護を施すこと」と回答を頂きましたが、具体的に機構がお考えの防護仕様についてご教示願います。また、防護に要する費用・工程は既に考慮されているということでしょうか。	計測機器及びケーブル並びに採水チューブ等については保護管を巻く等、必要最低限の計測機器防護はすでに実施済みです。坑道埋戻し時に保護管が無い箇所(接続部等を想定)や埋め戻し施工に伴い必要以上の外力を付加する恐れがある場合は、荷重による切断等が起きないように保護管などによる保護をお願いします。関連する費用は積算に含めてください。また、その他の防護方法があればご提案ください。
23	要求水準書	26	3	3	1				④		「要求水準書(案)に関する質問回答」において、排水ピットは埋め戻しとありますが、撤去ではなく埋めてしまうという理解でよろしいでしょうか。また、給排水管やケーブル等を吊り下げるために坑内壁の各所に直接打ち込んでいるアンカー等は、残置しても問題ないでしょうか。	地中や坑道壁面中に埋設されているものについては残置して構いません。排水ピットは埋め戻してください。なお、アンカー等坑道壁面上に出ているものについては、撤去してください。ただし撤去不可能の場合は残置で構いません。
24	要求水準書	26	3	3	2				②		埋戻し時に、水中ポンプ等を設置し沈下や流れ出しがない状況を確認しながら施工しますが、既存ボーリング孔等からの湧水の発生など、現時点の湧水量を大幅に逸脱した場合、想定するポンプでは処理できず、沈下や流れ出しの発生する可能性があります。このような不測の事態発生に伴い沈下・浮き上がり等が発生した場合には、工期延伸が認められ、当該修補に係る費用及び損害は機構に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、当該事象は不可抗力に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
25	要求水準書	26	3	3	2				③		「斜度をつけて埋戻し材を敷均して、バックフォー等に振動コンパクター機能を有するアタッチメントを取り付けて締固める方法」により埋戻しが可能という回答を頂きました。上部(天端から2m程度まで)の埋め戻しは十分な振動が与えられず、均一な締固めや30cmごとのまき出し管理は不可能と考えますが、上部の締固め方法・品質確保はどのようにお考えでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
26	要求水準書	26	3	3	2				④		「計測機器の防護について、損傷を与えないように必要な防護を施すこと」と回答を頂きましたが、具体的に機構がお考えの防護仕様についてご教示願います。また、防護に要する費用・工程は既に考慮されているということでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
27	要求水準書	26	3	3	2				④		現在、ボーリング孔内でモニタリング計測している制御盤も撤去すると思われませんが、切り替え作業が発生した場合の手順や要領等をお示しください。	深度400m～100mの水平坑道にある制御盤は、孔壁から撤去して坑道内にまとめておきますので、地上へ撤去をお願いします。なお、制御盤につながっている計測用配管(チューブ)は、今年度中に切り替えますので、本事業内での切り替え作業は基本的に発生しません。埋戻し工事にチューブ類の切り替えが生じた場合は、機構担当者が立会いの下、作業を行うこととします。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答	
		頁	章	1 節	(1) 条	(1) 項	ア 号	① -	- -				
28	要求水準書	27	3	3	3					②	深度300m水平坑道の埋め戻し	埋戻し時に、水中ポンプ等を設置し沈下や流れ出しがない状況を確認しながら施工しますが、既存ボーリング孔等からの湧水の発生など、現時点の湧水量を大幅に逸脱した場合、想定するポンプでは処理できず、沈下や流れ出しの発生する可能性があります。 このような不測の事態発生に伴い沈下・浮き上り等が発生した場合には、工期延伸が認められ、当該修補に係る費用及び損害は機構に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該事象は不可抗力に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
29	要求水準書	27	3	3	3					③	深度300m水平坑道の施工	「斜度をつけて埋戻し材を敷均して、バックフォー等に振動コンパクター機能を有するアタッチメントを取り付けて締固める方法」により埋戻しが可能という回答を頂きました。上部(天端から2m程度まで)の埋め戻しは十分な振動が与えられず、均一な締固めや30cmごとのまき出し管理は不可能と考えますが、上部の締固め方法・品質確保はどのようにお考えでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
30	要求水準書	27	3	3	3					④	深度300m水平坑道の施工	「計測機器の防護について、損傷を与えないように必要な防護を施すこと」と回答を頂きましたが、具体的に機構がお考えの防護仕様についてご教示願います。また、防護に要する費用・工程は既に考慮されているということでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
31	要求水準書	27	3	3	4					②	深度200m水平坑道の埋め戻し	埋戻し時に、水中ポンプ等を設置し沈下や流れ出しがない状況を確認しながら施工しますが、既存ボーリング孔等からの湧水の発生など、現時点の湧水量を大幅に逸脱した場合、想定するポンプでは処理できず、沈下や流れ出しの発生する可能性があります。 このような不測の事態発生に伴い沈下・浮き上り等が発生した場合には、工期延伸が認められ、当該修補に係る費用及び損害は機構に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該事象は不可抗力に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
32	要求水準書	27	3	3	4					③	深度200m水平坑道の施工	「斜度をつけて埋戻し材を敷均して、バックフォー等に振動コンパクター機能を有するアタッチメントを取り付けて締固める方法」により埋戻しが可能という回答を頂きました。上部(天端から2m程度まで)の埋め戻しは十分な振動が与えられず、均一な締固めや30cmごとのまき出し管理は不可能と考えますが、上部の締固め方法・品質確保はどのようにお考えでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
33	要求水準書	27	3	3	4					④	深度200m水平坑道の施工	「計測機器の防護について、損傷を与えないように必要な防護を施すこと」と回答を頂きましたが、具体的に機構がお考えの防護仕様についてご教示願います。また、防護に要する費用・工程は既に考慮されているということでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
34	要求水準書	27	3	3	5					②	深度100m水平坑道の埋め戻し	埋戻し時に、水中ポンプ等を設置し沈下や流れ出しがない状況を確認しながら施工しますが、既存ボーリング孔等からの湧水の発生など、現時点の湧水量を大幅に逸脱した場合、想定するポンプでは処理できず、沈下や流れ出しの発生する可能性があります。 このような不測の事態発生に伴い沈下・浮き上り等が発生した場合には、工期延伸が認められ、当該修補に係る費用及び損害は機構に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該事象は不可抗力に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	(1) 項	ア 号	① -	- -			
35	要求水準書	27	3	3	5				③	深度100m水平坑道の施工	「斜度をつけて埋戻し材を敷均して、バックフォー等に振動コンパクター機能を有するアタッチメントを取り付けて締固める方法」により埋戻しが可能という回答を頂きました。上部(天端から2m程度まで)の埋め戻しは十分な振動が与えられず、均一な締固めや30cmごとのまき出し管理は不可能と考えますが、上部の締固め方法・品質確保はどのようにお考えでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
36	要求水準書	27	3	3	5				④	深度100m水平坑道の施工	「計測機器の防護について、損傷を与えないように必要な防護を施すこと」と回答を頂きましたが、具体的に機構がお考えの防護の仕様についてご教示願います。また、防護に要する費用・工程は既に考慮されているということでもよろしかったでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
37	要求水準書	28	3	3	6				②	立坑の埋め戻し	埋戻し時に、水中ポンプ等を設置し沈下や流れ出しがない状況を確認しながら施工しますが、既存ボーリング孔等からの湧水の発生など、現時点の湧水量を大幅に逸脱した場合、想定するポンプでは処理できず、沈下や流れ出しの発生する可能性があります。このような不測の事態発生に伴い沈下・浮き上がり等が発生した場合には、工期延伸が認められ、当該修補に係る費用及び損害は機構に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該事象は不可抗力に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
38	要求水準書	28	3	3	6				③	立坑の埋め戻し	「採水管や通信ケーブルは保護管等を設置していますが、損傷などの危険性が想定されるのであれば、必要な対策を講じたうえで施工してください」と回答を頂きました。機構側としては、沈下による損傷は受けないという判断でしょうか？また、事業者で対策が必要と判断した場合の費用は機構で負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担において、沈下があっても損傷しない対策をお願いします。
39	要求水準書	28	3	3	6				④	立坑の埋め戻し	「計測機器の防護について、損傷を与えないように必要な防護を施すこと」と回答を頂きましたが、具体的に機構がお考えの防護仕様についてご教示願います。また、防護に要する費用・工程は既に考慮されているということでもよろしいでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
40	要求水準書	30	3	4	4				③	排水処理設備撤去	排水処理設備撤去後の排水処理について、「本事業において発生する排水は法令や協定等を確実に遵守するように適切に処理してください」と回答を頂いております。排水設備撤去後の排水処理に必要な設備は現時点では明確ではないため、これらを遵守するために要する費用はすべて機構側の負担と考えてよろしいでしょうか。	排水処理設備撤去後についても、水質汚濁防止法及び瑞浪市と締結している環境保全協定を遵守できるように、現場の状況に応じて必要な設備(例えば可搬型の処理設備等)を準備してください。また、それらに必要な費用は積算に含めてください。
41	要求水準書	34	3	6						排水処理設備運転・監視業務に関する要求水準	湧水処理に関して不測の事態が発生し、設備の改良が必要となる等した場合の事業者の増加費用は、機構に負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	大規模地震等不可抗力による不測の事態が発生した場合における追加費用や損害は、機構と事業者との協議によりますが、それ以外については、水質汚濁防止法及び瑞浪市と締結している環境保全協定を遵守できるように、事業者において設備の維持管理及び設備を改良してください。
42	要求水準書	49	4	7	1					業務の目的	「使用に伴う機器の故障については、事業者の責においてメンテナンス、修理をしていただきます」と回答をいただきました。既に使用から数年経過している機器もあるかと思えます。適正な維持管理を実施するためにも、それぞれの機器の耐用年数およびその根拠となる資料をお示し願います。耐用年数を過ぎたものは、機構側の責において修理をお願いします。併せて、耐用年数の短い機器については事前に交換していただきますようお願いいたします。	4年に1度の頻度でメンテナンスを行ってきており、PFI事業開始時のメンテナンスの履歴を別紙(最終ページをご覧ください)に示します。事業開始年度以降にメンテナンスの機会がくる機器については、事業の範囲内で維持管理をお願いします。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -	- -			
43	要求水準書	53	4	8	2					モニタリングシステムの維持管理	換気立坑のMPシステムの概要はどのようなものでしょうか。	換気立坑のMPシステムの概要を示した資料を提示しますので、希望者は「mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp」までご連絡ください。
44	要求水準書									図表について	図表が見難いものがあるため、解像度が高い図表を要望します。	HP掲載用にPDFに編集しておりますが、解像度が高い図表を提示しますので、希望者は「mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp」までご連絡ください。
45	落札者決定基準	7	3	2	(3)					入札金額の適格審査	万が一再入札となった場合に「なお、2回目以降の入札の執行は、機構の契約担当者が指定する日時に行う。」とありますが、再提出用の見積りやキャッシュフローの計算などに時間がかかるかと想定されます。現時点でどの程度の期間を開けて再入札をお考えでしょうか。	2回目以降の入札の執行は、入札者が必要とする期間を考慮した上で、機構の契約担当者が指定する日時に行うこととします。
46	基本協定書(案)	5			14					談合等不正行為があった場合の措置	念のための確認ですが、事業契約の締結に至らなかった場合も違約金の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問の点を明確化するため、基本協定書第14条第1項及び第2項の「甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、」との文言を「甲が事業契約を締結するか否か、事業契約を解除するか否かにかかわらず、」に修正します。
47	基本協定書(案)	6			16	6				秘密保持・個人情報保護等	再委託先または再請負人まで誓約書(別紙6)の提出をさせるのは事務が煩雑となるため、同書面の提出は構成員、協力企業に限定いただき、遵守の確認は事業者の裁量とさせていただけないでしょうか。	別紙6は秘密保持に関する誓約書であることや、誓約内容からして、再委託先、再請負先の協力は得られるものと考えますので、事務の煩雑さを理由として構成員、協力企業に限定することはできません。原案どおりいたします。
48	事業契約書(案)	3	1		1		(31)			定義「不可抗力」	その他の自然的又は人為的な現象によるもの 「入札説明書等で水準が定められている場合にはその水準」とありますが、具体にはどのような事象をお考えであるか、ご教示くださいますようお願いいたします。	今回の事業では入札説明書等で定める水準はないため、削除します。
49	事業契約書(案)	10	4	3	31	2				坑道埋め戻し及び原状回復業務期間の変更	「不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により坑道埋め戻し及び原状回復業務期間を順守できないことを理由として、事業者が坑道埋め戻し及び原状回復業務期間の変更を請求した場合、機構と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。」とありますが、瑞浪市との協議・了解も必要だと考えます。瑞浪市との協議は原子力機構側で対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりであり、瑞浪市との協議については機構が主体となって行うことを想定していますが、事業者においても協力をお願いします。
50	事業契約書(案)	10	4	3	32	1	(3)			坑道埋め戻し及び原状回復業務期間の変更	「不可抗力による場合は、第79条(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。」とありますが、それ以外に土地返還が遅延に起因する瑞浪市から原子力機構に対する違約金等が発生した場合には原子力機構が負担し、事業者は負担しないとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力によって土地返還が遅延した場合の損害について、第79条に規定する負担割合に従って、機構及び事業者が負担することになります。
51	事業契約書(案)	11	4	4	38	2				坑道埋め戻し及び原状回復業務の不備	「前項による請求は、機構が坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了確認を行った日から2年以内に行わなければならない。」とありますが、例えば原状回復に関する構要求水準達成を原子力機構が確認済みの土地を瑞浪市に返還した後、瑞浪市より原状回復の不備を指摘された場合でも、記載の2年以内の期間を経過後は、事業者負担による原状回復は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	原則はご理解のとおりです。ただし、事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、モニタリング設備等撤去業務が不備の場合(第67条第2項)と同様に完了確認後10年間は、提案水準を充足するよう坑道埋め戻し及び原状回復業務を行うことを請求し、又は提案水準を充足するよう坑道埋め戻し及び原状回復業務を行うための費用相当額を請求し、これらとともに損害の賠償を請求することができるものとします。第38条第2項に第67条第2項と同様の但書を規定します。



瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	(1) 項	ア 号	① -			
52	事業契約書 (案)	11 18	4 6	4 4	37 66	3 3			機構による完了 確認	「機構は、一部または全部完了確認を実施した場合でも、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。」とありますが、例えば原状回復に関する構要求水準達成を原子力機が確認済みの土地を瑞浪市に返還した後、瑞浪市より原状回復の不備を指摘された場合、事業者負担による原状回復が必要になるのでしょうか。	本条項は、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足していなかったにもかかわらず、機構がこれを見落として確認してしまった場合の規定であり、たとえ土地を瑞浪市に返還していた場合であっても、提案水準を満たしていない以上、これを満たすように事業者の負担において工事していただく必要があります。もっとも、その期間については、第38条第2項を適用しますので、機構が坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了確認を行った日から2年以内(ただし、No48のとおり、事業者に故意または重大な過失が認められる場合は完了確認後10年間)となります。
53	事業契約書 (案)	13	5	1	44				大学等に対する 協力	大学等に対する協力をすることで坑道埋め戻し及び原状回復業務等の工期が遅れることが懸念される場合、協力を拒むことができるとの理解でよろしいでしょうか。	坑道埋め戻し及び原状回復業務等の工期が遅れるような協力を求めることは想定していませんが、機構が求めた協力について、事業者が合理的根拠を示して工期が遅れることを明らかにされた場合には、協力依頼を撤回するか、あるいは機構の責めに帰すべき事由による工期の延長として取り扱わせていただくこととなります。
54	事業契約書 (案)	19	6	4	67	2			モニタリング設備等 撤去業務の不備	「前項による請求は、モニタリング設備等撤去業務が完了した日から2年以内に行わなければならない。但し、それが事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、モニタリング設備等撤去業務が完了した日から10年とする。」とありますが、例えば原状回復に関する構要求水準達成を原子力機が確認済みの土地を瑞浪市に返還した後、瑞浪市より原状回復の不備を指摘された場合でも、記載の期間を経過後は、事業者負担による原状回復は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	事業契約書 (案)	19	7		68	1			坑道埋め戻し 及び原状回復 業務のサービス 対価	別紙4に定める支払手続き、支払時期及び支払金額についてお示ください。	別紙4を修正しました。内容についてご確認ください。
56	事業契約書 (案)	19	7		68	2			坑道埋め戻し 及び原状回復 業務のサービス 対価	別紙4に定める算定方法をお示ください。	No.52の回答を参照ください。
57	事業契約書 (案)	19	7		69	1			環境モニタリング 調査業務の サービス対価	別紙4に定める支払手続き、支払時期及び支払金額についてお示ください。	ご指摘の通りです。
58	事業契約書 (案)	19	7		69	2			環境モニタリング 調査業務の サービス対価	別紙4に定める算定方法をお示ください。	No.52の回答を参照ください。
59	事業契約書 (案)	19	7		70	1			モニタリング設備 等撤去業務 のサービス対 価	別紙4に定める支払手続き、支払時期及び支払金額についてお示ください。	No.52の回答を参照ください。
60	事業契約書 (案)	19	7		70	2			モニタリング設備 等撤去業務 のサービス対 価	別紙4に定める算定方法をお示ください。	No.52の回答を参照ください。
61	事業契約書 (案)	22	8	2	75	2			違約金等	第74条第3項又は第4項と記載がありますが、第73条第3項又は第4項の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりですので、修正いたします。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書等に関する質問回答 >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	(1) 項	ア 号	① -			
62	事業契約書 (案) 別紙4	23	8	2	75	3				違約金等	第74条第3項と記載がありますが、第73条第3項の誤りではないでしょうか。ご指摘のとおりですので、修正いたします。
63	事業契約書 (案) 別紙4	38								サービス対価 の金額	表中の「区分」について、記載内容をご教示ください。No.52の回答を参照ください。
64	事業契約書 (案) 別紙5	44	3	1	(3)					重大な事象に 対する減額	表1 重大な事象の具体例の表の中の具体的な事象(例)にて「見学者の誘導不備」とありますが、埋戻し期間及び原状回復期間中にも見学者の受け入れがあるとの理解でよろしいでしょうか。本事業では、見学者の受け入れは想定しておりません。例示ではありますが、該当箇所を削除します。
65	事業契約書 (案) 別紙7	52								法令改正等による費用増加及び損害の負担	「機構が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。」とありますが、20万円未満は事業者負担との理解でよろしいでしょうか。また、理解どおりの場合20万円未満を事業者負担とした根拠はございますでしょうか。ご理解のとおりです。当該規定は、機構が精算を行う場合に必要とされる行政手続の煩雑さを勘案し、軽微な損害については事業者にご負担をお願いする趣旨のものであります。
66	事業契約書 (案) 別紙7	52								法令改正等による費用増加及び損害の負担	「機構が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。」とありますが、法令変更が複数回に及んだ場合累計の増加費用がかさむ可能性もありますので、20万円未満でも原子力機構での負担を要望いたします。No62の回答をご参照ください。規定については原案どおりとします。
67	その他									瑞浪市との借地契約	令和4年1月16日以降のモニタリング設備等の残置について新たな借地契約の締結など機構と瑞浪市との協議は整っているのでしょうか。また瑞浪市との残置に関する協議の結果により、要求水準、事業契約等の内容変更があり得るでしょうか。現在の賃貸借契約終了後の新たな賃貸借契約については、今後瑞浪市と協議する予定です。残置物については、これまでの瑞浪市との埋戻しに関する連絡調整会議において、瑞浪市に確認して了解を頂いているという理解です。

観測孔のメンテナンス状況(No.42の回答の別紙)

	設置機器	MOSDAXプローブ設置区間数	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
①広域												
DH-2	MPシステム	4	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-
DH-3	MPシステム	0	観測休止				観測休止					
DH-7	MPシステム	4	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-
DH-10	なし	-	なし(ローブ式水位計での水位観測)				なし(ローブ式水位計での水位観測)					
DH-11	MPシステム	3	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
DH-13	MPシステム	4	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-
DH-15	SPMPシステム	-	スタンドパイプのメンテナンス(1回/月程度)				スタンドパイプのメンテナンス(1回/月程度)					
②正馬様用地内												
AN-1	MPシステム	4	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-
AN-3	MPシステム	0	-	○	観測休止				観測休止			
MIU-1	MPシステム	0	観測休止				観測休止					
MIU-2	MPシステム	4	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○
MIU-3	MPシステム	4	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○
MIU-4	MPシステム	4	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-
③研究所用地内												
MSB-1	MPシステム	5	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
MSB-2	MPシステム	3	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○
MSB-3	MPシステム	7	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-
MSB-4	MPシステム	3	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○
O5ME06	MPシステム	4	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-
MIZ-1	SPMPシステム	-	スタンドパイプのメンテナンス(1回/月程度)				スタンドパイプのメンテナンス(1回/月程度)					

○:MOSDAXプローブのメンテナンス(交換)